

# 愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次

### 告示

○愛知県指定有形文化財の指定	第25号	(文化芸術課)	2
○愛知県指定天然記念物の指定	第26号	(同)	2
○薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定の失効	第27号	(医薬安全課)	2
○解除予定保安林	第28号	(森林保全課)	2
○解除予定保安林	第29号	(同)	3
○都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (東三河都市計画道路事業3・4・318号弥生町線)	第30号	(都市整備課)	3
○港湾施設の概要の一部改正	第31号	(港湾課)	3

### 選挙管理委員会告示

○政治団体の設立等の届出	第1号	(選挙管理委員会事務局)	3
--------------	-----	--------------	---

### 海区漁業調整委員会告示

○はえ縄漁業に関する指示	第1号 (海区漁業調整委員会)	5
--------------	-----------------	---

### 公告

○大規模小売店舗の新設の届出	(商業流通課)	6
○大規模小売店舗の変更の届出	(同)	7
○森林法第189条の規定による掲示	(森林保全課)	10
○基本測量の実施	(用地課)	10
○公共測量の実施	(同)	10
○公共測量の終了	(同)	11
○都市計画下水道の関係図書の縦覧	(下水道課)	11
○都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧	(都市計画課)	11
○開発行為の許可に基づく工事完了	(建築指導課)	11
○落札者等の公示	(企業庁総務課)	12
○学習者用コンピュータ及び関連機器に関する一般競争入札の実施	(教育企画課)	12
○土地収用法による収用の裁決手続開始の決定	(収用委員会事務局)	13

**告 示**

愛知県告示第25号

愛知県文化財保護条例（昭和30年愛知県条例第6号）第4条第1項の規定に基づき、次のように愛知県指定有形文化財を指定する。

令和4年1月28日

愛知県知事 大村 秀章

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
彫刻	木造菩薩立像（伝十一面観音）	1 軀	岡崎市滝町字山籠107	宗教法人滝山寺
彫刻	木造阿弥陀如来立像	1 軀	知多郡美浜町野間東畠ケ50番地	宗教法人大御堂寺
彫刻	木造阿弥陀如来立像	1 軀	西尾市吉良町吉田齊藤久100番地	宗教法人専長寺
工芸品	鉄釣灯笼 宝治三年銘	1 基	春日井市熊野町3133番地	宗教法人密蔵院
工芸品	灌頂道具 金銅宝冠 1頭8枚 宝冠 1頭 白拂 1握 団扇 1枚 五鈷杵 2口 金錐 2口 輪宝 2口 明鏡 1口 法螺 1口 水晶念珠 1連 小鑿 1口 四槨 3本 蒔絵灌頂道具箱 1合	1 具	稲沢市大塚南1丁目33番地	宗教法人性海寺
工芸品	黒漆金銅装宮殿（鳳来山東照宮本殿納置）	1 基	新城市門谷字鳳来寺4番地	宗教法人東照宮

愛知県告示第26号

愛知県文化財保護条例（昭和30年愛知県条例第6号）第29条第1項の規定に基づき、次のように愛知県指定天然記念物を指定する。

令和4年1月28日

愛知県知事 大村 秀章

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
天然記念物	岡崎城跡の五万石ふじ	7 株	岡崎市康生町562番地3	岡崎市

愛知県告示第27号

薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年愛知県条例第51号）第12条第1項の規定により、令和4年1月29日次の知事指定薬物の指定は失効する。

令和4年1月28日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 1- {1- [1- (4-プロモフェニル) エチル] ピペリジン-4-イル} -1, 3-ジヒドロ-2H-ベンゾ [d] イミダゾール-2-オン及びその塩類（通称名 B r o r p h i n e）
- 2 5- (シクロヘキシルメチル) -2- (2-フェニルプロパン-2-イル) -2, 5-ジヒドロ-1H-ピリド [4, 3-b] インドール-1-オン及びその塩類（通称名 C U M Y L - C H - M E G A C L O N E、C U M Y L - C H M E G A C L O N E、C H M - S G T - 1 5 1）
- 3 メチル=2- [7-アザ-1- (5-フルオロペンチル) -1H-インドール-3-カルボキサミド] -3, 3-ジメチルブタノアート及びその塩類（通称名 5 F - M D M B - P 7 A I C A）
- 4 1から3までに掲げる物のいずれかを含有する物

愛知県告示第28号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、

農林水産大臣から通知があった。

令和4年1月28日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 解除予定保安林の所在場所  
北設楽郡豊根村富山字大沼43の49、44の17から44の19まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

愛知県告示第29号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和4年1月28日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 解除予定保安林の所在場所  
北設楽郡東栄町大字足込字大久名29の9、29の11
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

愛知県告示第30号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和4年1月28日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
豊橋市	東三河都市計画道路事業3・4・318号弥生町線	平成29年7月4日から令和7年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし	豊橋市役所

愛知県告示第31号

昭和47年愛知県告示第255号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

令和4年1月28日

愛知県知事 大村 秀章

三河港(1)水域施設の表航路の項中 「

-11.0	幅250 延長7,950
-------	-----------------

」 を 

-10.0 ~ -11.0	-10.0幅250 延長650 -11.0幅250 延長7,300
------------------	--

 に改

め、三河港(3)臨港交通施設の表道路の項中「15.5 ~ 33.25×329.05」を「15.5 ~ 33.25×348.33」に改め、三河港(5)保管施設の表野積場の項中「16,437.76」を「33,021.72」に改める。

## 選挙管理委員会告示

愛知県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項、第7条第1項、第17条第1項並びに第19条第2項及び第3項の規定に基づき、次の政治団体から設立した旨、届出事項に異動があった旨及び解散した旨並びに次の者から資金管理団体の指定をした旨、資金管理団体でなくなった旨及び資金管理団体の届出事項に異動があった旨の届出があった。

令和4年1月28日

愛知県選挙管理委員会委員長 加藤 茂

- 1 法第6条第1項の規定に基づく届出に係る政治団体の名称等  
〔国会議員関係政治団体以外のその他の政治団体〕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
石黒なおき後援会	石黒 直樹	石黒奈緒美	春日井市鳥居松町5丁目78番地	令和3.12.23
石原こうすけ後援会	石原 孝祐	加藤 由貴	清須市清洲1丁目15番地5	3.12.20
江川まさゆき後援会	山中 敦史	塚田 洋介	東海市東海町4丁目70番地の1	3.12.7
風と水と森のまち、津島と共に生きる！	井桁 亮	井桁 亮	津島市浦方町27	3.12.28
小林誉人後援会	小林 誉人	小林 誉人	清須市春日中沼93番1号	3.12.22
靖和政策研究会	永山 直人	渡辺 信行	西尾市東幡豆町下谷15番地4	3.12.28
田中とおる後援会	田中 徹	近藤実七子	日進市東山二丁目604番地	3.12.8
ますだ成美後援会	増田 成美	深谷 桃子	名古屋市長区平手南一丁目602番地	3.12.28
みんなで笑顔をつくる会	西谷 清宏	大鹿 誠治	北名古屋市九之坪東町42-1	3.12.10
村井尚典後援会	村井 尚典	村井 尚典	清須市西枇杷島町旭2-39-5	3.12.1

2 法第7条第1項の規定に基づく届出に係る異動事項等  
〔政党の支部〕

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動事項の内容		異動年月日
			新	旧	
公明党西三河第12総支部	畑尻 宣長	主たる事務所の所在地	岡崎市欠町字狐ヶ入27-19	岡崎市羽根町大池65-8	令和3.11.20
		代表者	畑尻 宣長	畔柳 敏彦	
自由民主党愛知県江南市第二支部	村瀬 正臣	会計責任者	村瀬 正臣	高田 朝子	3.12.1
自由民主党知立市支部	中野 智基	主たる事務所の所在地	知立市牛田町地内80番地	知立市広見三丁目18番地	3.12.1
自由民主党半田市支部	伊藤 正興	主たる事務所の所在地	半田市南大矢知町3-103-39	半田市柁町2-57	3.9.10
		代表者	伊藤 正興	堀寄 純一	

〔その他の政治団体〕

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動事項の内容		異動年月日
			新	旧	
揚張慎一後援会	永田 俊正	主たる事務所の所在地	刈谷市東境町間野史郎115番地2	刈谷市東境町奥町屋49-3	令和3.12.1
大橋ゆうすけ後援会	大橋詩緒莉	代表者	大橋詩緒莉	大橋 正佳	3.2.22
加茂未来研究会	古本伸一郎	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	1号国会議員関係政治団体	3.10.15
国弘ひでゆき後援会	國弘 秀之	主たる事務所の所在地	半田市柁町2-57	半田市雁宿町3丁目201番地の3	3.12.14
くらみつ秀規後援会	島本 務	代表者	島本 務	橋本 知道	3.12.1
		会計責任者	小林 寛大	加藤 朋宏	
佐藤友昭後援会	新屋敷和孝	代表者	新屋敷和孝	濱口 高志	3.12.1
		会計責任者	中田 寿裕	矢部 徹也	
里見りゅうじ後援会	里見 隆治	政治団体の名称	里見りゅうじ後援会	里見りゅうじを育てる会	3.12.22
松勇会	松田 功	会計責任者	松田 八郎	藤田 真信	3.11.30
新海正春後援会	加藤 政幸	代表者	加藤 政幸	梶尾 長夫	3.10.9
杉下くにこ後援会	湯浅 登	代表者	湯浅 登	広瀬 勇吉	3.12.23
		会計責任者	湯浅 登	広瀬 勇吉	

鈴木ひろし後援会	鈴木 裕士	政治団体の名称	鈴木ひろし後援会	鈴木ひろしを育てる会	3.12.1
そのやま康男後援会	吉田 信	主たる事務所の所在地	岡崎市岡町南屋敷17-1	岡崎市岡町字西側25番地	3.12.1
		代表者	吉田 信	神谷 永一	
チーム蒲郡	鈴木 寿明	主たる事務所の所在地	蒲郡市形原町北双太山68	蒲郡市神ノ郷町冷越10番地1	3.12.22
中川貴元後援会	島 忠雄	代表者	島 忠雄	中川 隆二	3.12.15
林文夫後援会	藤川 仁司	代表者	藤川 仁司	林 勝夫	3.11.22

備考 「1号国会議員関係政治団体」とは、法第19条の7第1項第1号に掲げる政治団体をいう。

3 法第17条第1項の規定に基づく届出に係る政治団体の名称等

[その他の政治団体]

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
新しい政治・ほりさき純一後援会	川口 新平	令和3.12.13
稲垣正明を育てる会	石川 武	3.12.15
小野田けんじ後援会	小野田則之	3.12.10
市長は市民のために	小島 統市	3.12.27
新市長で市政の信頼を取り戻す会	岡田 隆司	3.12.27
すがぬま賢次後援会	菅沼 賢次	3.12.27
すみれ会 (いかりや泰代と考える)	碓谷 泰代	3.11.24
田中とおる後援会	田中 徹	3.12.7
本気で半田を変える会	加藤 順三	3.12.13

4 法第19条第2項の規定に基づく届出に係る資金管理団体の名称等

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定期年月日
石黒 直樹	春日井市長	石黒なおき後援会	春日井市鳥居松町5丁目78番地	令和3.12.23
増田 成美	名古屋市議会議員	ますだ成美後援会	名古屋市緑区平手南一丁目602番地	3.12.20

5 法第19条第3項第2号の規定に基づく届出に係る資金管理団体でなくなった団体の名称等

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
菅沼 賢次	すがぬま賢次後援会	令和3.12.27

6 法第19条第3項第3号の規定に基づく届出に係る異動事項等

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動事項の内容		異動年月日
			新	旧	
里見 隆治	里見りゅうじ後援会	政治団体の名称	里見りゅうじ後援会	里見りゅうじを育てる会	令和3.12.22
牧野 京史	まきの京史後援会	公職の種類	田原市長	愛知県議会議員	3.12.21

## 海区漁業調整委員会告示

愛知海区漁業調整委員会告示第1号

はえ縄漁業について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和4年1月28日

愛知海区漁業調整委員会会長 山下 三千男

1 指示の内容

(1) ふぐはえ縄漁業の制限

ア 禁止漁具

- 浮きはえ縄漁具及び松葉はえ縄漁具
- イ 漁具の所持禁止  
ふぐはえ縄漁業をする目的で、アで指定した禁止漁具を所持してはならない。
- ウ 操業禁止期間  
3月1日から9月30日まで
- エ 採捕の禁止の対象  
600グラム未満のトラフグ
- オ いかりは、全て海底に接し、かつ、幹縄は、当該いかりに直接結着し、全て海底に接しているようにしなければならない。
- カ 操業に当たっては、ふぐはえ縄漁業に関する関係漁業者間の申合せ事項を尊重し、紛争防止に努めなければならない。
- (2) ふぐはえ縄漁業以外のはえ縄漁業の制限
  - ア 禁止漁具  
幹縄及び枝縄（はりす又はちもとを含む。）に金属素材を使用した漁具
  - イ 漁具の所持禁止  
ふぐはえ縄漁業以外のはえ縄漁業をする目的で、アで指定した禁止漁具を所持してはならない。
- 2 指示の有効期間  
令和4年2月1日から令和5年1月31日まで

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるができる。

令和4年1月28日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社クスリのアオキ  
石川県白山市松本町2512番地  
代表取締役 青木 宏憲
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
クスリのアオキ中島中町店  
岡崎市中島中町4丁目6番2ほか
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
令和4年9月5日
- 4 大規模小売店舗の概要

届 出 事 項		概 要	
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社クスリのアオキ	
	代表者の氏名	代表取締役 青木 宏憲	
	住所	石川県白山市松本町2512番地	
	その他小売業を行う者	なし	
店舗面積の合計		1,505㎡	
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	53台
	駐輪場	位置	縦覧による
		収容台数	45台
	荷さばき施設	位置	縦覧による
		面積	85㎡



	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による	
		容量	7.5m <sup>3</sup>	
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前9時	
	小売業を行う者の閉店時刻		午後0時	
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前8時30分から午前0時30分まで	
	駐車場の自動車の出入口	数		2箇所
		位置		縦覧による
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯			午前6時から午後10時まで	

5 届出の日

令和4年1月4日

6 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年1月28日（金）から令和4年5月30日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

8 意見書の提出期限及び提出先

令和4年5月30日（月）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるることができる。

令和4年1月28日

愛知県知事 大村 秀章

1(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社東伸倉庫

岩倉市八劔町六反田35番地

代表取締役 小島 忠勝

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カネスエ八劔店

岩倉市八劔町六反田35番地

(3) 大規模小売店舗の変更の日

縦覧による。

(4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	株式会社カネスエ八劔店 岩倉市八劔町六反田35番地	カネスエ八劔店 岩倉市八劔町六反田35番地
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏名又は名称	有限会社東伸倉庫
	代表者の氏名	代表取締役 井上 康雄
	住所	岩倉市八劔町六反田35番地
	その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	なし
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社カネスエ
	代表者の氏名	代表取締役 牛田 彰
	住所	一宮市下川田町五丁目1番地
	その他小売業を行う者	なし

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由  
店舗名称の変更、建物設置者の代表者の変更並びに小売業者の名称及び住所の変更のため。
- (6) 届出の日  
令和3年12月28日
- (7) 届出等の縦覧場所  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和4年1月28日（金）から令和4年5月30日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先  
令和4年5月30日（月）  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課
- 2(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者
  - ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
みずほ信託銀行株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目3番3号  
代表取締役 梅田 圭
  - イ その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者  
1名（縦覧による）
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
MEGAドン・キホーテ豊田本店  
豊田市広路町3-18
- (3) 大規模小売店舗の変更の日  
縦覧による。
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏名又は名称 みずほ信託銀行株式会社	変更前に同じ
	代表者の氏名 代表取締役 飯盛 徹夫	代表取締役 梅田 圭
	住所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
	その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者 1名（縦覧による）	変更前に同じ
小売業を行う者	氏名又は名称 株式会社ドン・キホーテ	同
	代表者の氏名 代表取締役 大原 孝治	代表取締役 吉田 直樹
	住所 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	変更前に同じ
	その他小売業を行う者 なし	1名（縦覧による）

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由  
建物設置者の代表者及び住所の変更並びに小売業者の代表者の変更及び入店のため。
- (6) 届出の日  
令和3年12月28日
- (7) 届出等の縦覧場所  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和4年1月28日（金）から令和4年5月30日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先  
令和4年5月30日（月）  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べる事ができる。



令和4年1月28日

愛知県知事 大村 秀章

1(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社東仲倉庫  
岩倉市八劔町六反田35番地  
代表取締役 小島 忠勝

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カネスエ八劔店  
岩倉市八劔町六反田35番地

(3) 大規模小売店舗の変更の日

縦覧による。

(4) 大規模小売店舗の変更しようとする事項及び概要

届 出 事 項			変 更 前	変 更 後
施設の配置に関する事項	駐輪場	位置	縦覧による	縦覧による
		収容台数	22台	52台
施設の運営方法に関する事項	駐車場の自動車の出入口	数	6箇所	変更前に同じ
		位置	縦覧による	縦覧による
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前6時から午後7時まで	24時間

(5) 大規模小売店舗の変更の理由  
店舗運営計画の見直しのため。

(6) 届出の日

令和3年12月28日

(7) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

(8) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年1月28日（金）から令和4年5月30日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

(9) 意見書の提出期限及び提出先

令和4年5月30日（月）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

2(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

みずほ信託銀行株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目3番3号  
代表取締役 梅田 圭

イ その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者

1名（縦覧による）

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ豊田本店  
豊田市広路町3-18

(3) 大規模小売店舗の変更の日

令和4年8月29日

(4) 大規模小売店舗の変更しようとする事項及び概要

届 出 事 項			変 更 前	変 更 後
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による	縦覧による
		収容台数	197台	169台
施設の運営方法に関する事項	来客が駐車場を利用することができる時間帯		24時間（一部午前6時から午後9時まで）	24時間
	駐車場の自動車の出入口	数	5箇所	3箇所
		位置	縦覧による	縦覧による

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由  
現状の駐車場需要に即した届出台数とするため。
- (6) 届出の日  
令和3年12月28日
- (7) 届出等の縦覧場所  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和4年1月28日（金）から令和4年5月30日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先  
令和4年5月30日（月）  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知について、次のとおり、その相手方の所在が不明であるため、同法第189条の規定に基づき、その通知の内容を幸田町役場に掲示した。

令和4年1月28日

愛知県知事 大村 秀章

1(1) 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方
額田郡幸田町大字須美字松坂10の1、10の2及び14の7	佐野 昌市
同 大字須美字松坂16の5	佐野 りわ

(2) 通知の要旨

令和3年愛知県告示第459号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する予定である。

2(1) 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方
額田郡幸田町大字荻字入道77	児玉 みこ

(2) 通知の要旨

令和3年愛知県告示第460号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する予定である。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月28日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
愛知県	令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで	基本測量（時空間変位確定測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、愛知県西三河農林水産事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月28日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
西尾市岡島町及び駒場町	令和3年10月12日から 令和4年3月16日まで	公共測量（3級基準点測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、名古屋市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月28日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
名古屋市中村区鴨付町及び剣町	令和4年1月20日から 令和4年3月31日まで	公共測量（4級基準点測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、名古屋市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年1月28日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
名古屋市南区東又兵衛町5丁目	令和3年10月18日から 令和4年1月19日まで	公共測量（1級基準点測量及び1級水準測量）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり一般の縦覧に供する。

令和4年1月28日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 都市計画決定権者の名称  
高浜市
- 2 都市計画の種類及び名称  
西三河都市計画下水道高浜公共下水道
- 3 縦覧場所  
愛知県建設局下水道課及び高浜市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり一般の縦覧に供する。

令和4年1月28日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 (1) 都市計画決定権者の名称  
津島市
- (2) 都市計画の種類及び名称  
名古屋都市計画生産緑地地区
- (3) 縦覧場所  
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び津島市役所
- 2 (1) 都市計画決定権者の名称  
江南市
- (2) 都市計画の種類及び名称  
尾張都市計画生産緑地地区
- (3) 縦覧場所  
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び江南市役所
- 3 (1) 都市計画決定権者の名称  
稲沢市
- (2) 都市計画の種類及び名称  
尾張都市計画生産緑地地区
- (3) 縦覧場所  
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び稲沢市役所

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和4年1月28日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許 可 年 月 日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
3尾建 96-194	令和 3.12.14	大和ハウス工業株式会社愛 知北支社 支社長 野村 秀之	小牧市中央2-172	岩倉市本町畑中18-3ほか6筆 の全部並びに18-1及び18-7 の各一部
3尾建 96-203	3.12.22	ランドデザイン株式会社 代表取締役 長谷川 望	名古屋市千種区京命一丁目9-9	尾張旭市西大道町六兵衛前 3945-1ほか5筆
3西建 44-10	3.5.11	池野 浩彰	額田郡幸田町大字深溝字誉師9- 2	額田郡幸田町大字深溝字誉師 9-7

3尾建  
96-49

3. 6. 4 白井 廣隆

名古屋市中川区中花町118

海部郡蟹江町宝2-513

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和4年1月28日

愛知県公営企業管理者  
企業庁長 飯田 靖

[契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地]

愛知県尾張水道事務所管理課 一宮市昭和三丁目3番28号

[掲載順序]

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続 ⑥入札公告を行った日

①液化天然ガス（LNG） 2,337トン／年（予定） ②令和4年1月12日 ③名古屋市熱田区桜田町19-18 東邦瓦斯株式会社 ④8,190.00円（単価） ⑤一般競争入札 ⑥令和3年10月29日

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和4年1月28日

愛知県知事 大村 秀章

## 1 調達内容

### (1) 賃借案件の名称及び数量

学習者用コンピュータ及び関連機器 一式 54,734組

### (2) 賃借案件の仕様等

入札説明書で示す仕様等とします。

### (3) 賃借期間

令和4年9月1日（木）から令和10年8月31日（木）まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

### (4) 納入場所

入札説明書で示す場所とします。

### (5) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）が必要です。

電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000017537.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。

(3) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和2年4月～令和4年3月）「03. 役務の提供等」のうち「08. コンピュータサービス」又は「11. リース・レンタル」に登録されている者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき、知事が定める資格（事業所の所在地に関する必要な資格を除く。）を有する者であること。

(5) 競争入札参加資格確認申請書の提出日から開札の日までの期間において、愛知県会計局が定める指名停止取扱要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。



## 3 入札説明書の交付方法等

## (1) 入札説明書の交付方法

令和4年1月28日(金)から令和4年2月18日(金)までの電子入札システムの稼働時間内に、電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。

## (2) 入札期間

令和4年3月10日(木)午前9時から令和4年3月11日(金)正午まで(電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。)

## (3) 開札の日時及び場所

令和4年3月11日(金) 午後1時

愛知県教育委員会事務局管理部教育企画課

## (4) 契約条項を示す場所及び問合せ先

愛知県教育委員会事務局管理部教育企画課システム管理グループ

名古屋市中区三の丸三丁目1-2(郵便番号460-8534)

電話(052)954-7462

## 4 その他

## (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

## (2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金(愛知県財務規則(昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。)第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。)を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

## (3) 入札の無効

財務規則第152条(入札の無効)の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

## (4) 契約書作成の要否

要

## (5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び2(4)の資格を有することを証明する書類を令和4年2月14日(月)午前9時から令和4年2月18日(金)午後5時までの間に電子入札システムにより提出しなければなりません(電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり。)。ただし、電子入札システムによって提出し難い物については、持参又は郵送も可とします。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された競争入札参加資格確認申請書及び証明書類を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができる者と認められた者に限り、落札の対象とします。

## (6) 落札者の決定方法

財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

## (7) その他

詳細は、入札説明書によります。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: Tablet device and related equipment, 54,734 set

(2) Bidding period: 9:00 a.m., March 10, 2022 - noon, March 11, 2022

(3) Contact point for the notice: Education Planning Division, Aichi Prefectural Board of Education

3-1-2 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-8534 Japan

Tel. 052-954-7462

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定に基づき、次のように収用の裁決手続の開始を決定した。

令和4年1月28日

愛知県収用委員会

1 起業者の名称

愛知県

2 事業の種類



知多都市計画道路事業3・3・18号大府東浦線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所 在	地 番	地 目		地積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測	
大府市森岡町三丁目	398番	畑	宅地	19	19.30	18.82 (別図の(A) 398の部分)

備考 別図は省略する。

4 土地所有者の氏名及び住所

株式会社三和住宅

大府市横根町林新田93番地の6

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続開始決定年月日

令和4年1月24日